

妊娠・出産・子育て寄り添い支援事業

「寄り添い給付金／妊娠時」

【申請に際しての注意事項】

- ・申請者となる方は、令和5年3月1日以降に妊娠届出を行い、妊娠届出時点で住民票が神戸市にあり、面談を受けた「妊婦」です。
- ・1回の妊娠に対して、重複して「寄り添い給付金／妊娠時」を受給することはできません。
- ・審査に関するお知らせ(不備等を含む)はメールで届きます。必ず e-KOBE からのメールを確認してください。
- ・申請内容に不備があり解消されない場合は、「寄り添い給付金／妊娠時」を支給することはできません。

【誓約・同意事項】

- ・支給要件に該当するか審査するため、神戸市が住民基本台帳情報等の確認を行うことや、必要な資料を他の行政機関等に求めること、国の「出産・子育て応援交付金」を活用した経済的支援を他の自治体から受給していないことを確認することに同意します。
- ・公簿等で確認できない場合は、関係書類を提出します。
- ・妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援に必要となる場合は、市町村、医療機関、相談支援関係機関等が把握した情報(妊娠の経過や妊婦健康診査受診状況、相談支援等で活用するアンケート結果等)について、必要に応じて相互に確認・共有することに同意します。
- ・支給決定後、申請の不備(口座情報の不備等)による振込不能等の事由により支払が完了せず、かつ、神戸市が定める期限までに申請者に連絡・確認できない場合には、神戸市が当該申請を取り下げること同意します。
- ・申請内容に虚偽があることが判明した場合や、支給要件に該当しないことが判明した場合には、受給済みの給付金を速やかに返還します。
- ・本申請の情報に基づき、妊娠6~7か月頃に、神戸市より妊娠8か月面談のアンケートが送付されることに同意します。